

# 人権擁護委員候補者を募集します

申込 問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9133

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力しながら、人権侵害から被害者を救済したりするほか、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらうための啓発活動などを行います。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、全国で約14,000名の方が法務大臣より委嘱を受け、各市町村で人権擁護活動に携わっています。（富士見町でも現在5名の人権擁護委員の方が活動されています）

委員の活動については特別な知識や資格は必要ありません。これまでの経験を活かし、町の人権擁護活動にご協力いただける方を広く募集します。



人権擁護委員について  
詳しくはこちら▲  
(法務省ホームページ)

## ●募集内容

【募集人数】 2名（令和4年度中に任期終了を迎える委員の方の後任として）

【任 期】 委嘱日から3年

【応募資格】 以下の条件を満たす方

- ①町内に在住で、選挙権を持つ20歳以上の方
- ②人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方

【応募方法】 富士見町役場 住民福祉課 介護高齢者係（☎62-9133）までご連絡ください。

【応募締切】 8月1日（月） ※募集人数に達した場合は募集を締め切ります

- 【委嘱手順】 ①ご応募いただいた方と面談し、再度意思確認をさせていただいたうえで、委員候補者とさせていただきます。ただし、結果的にお断りさせていただく場合もあります。
- ②富士見町議会に意見を求めたうえで、法務局へ委員候補者として推薦します。
- ③法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護委員として活動をしていただきます。
- （報酬はありませんが、交通費など活動に要した費用は支給されます）

応募にあたって、自薦・他薦を問いません。皆さまからのご応募をお待ちしています。

## 人権擁護委員が法務大臣より委嘱されました

問 諏訪人権擁護委員協議会事務局 ☎52-0583  
長野県地方法務局諏訪支局 ☎52-1043

○新しい人権擁護委員が委嘱されました（任期：令和4年1月1日～令和6年12月31日（3年間））



渡辺 修さん（富士見台）

### ○人権擁護委員の仕事

人権擁護委員は、毎日の暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ・体罰・差別を受けた、暴行や虐待を受けた、名誉棄損・プライバシー侵害を受けた等さまざまな人権に関する相談に応じます。

### ○退任人権擁護委員へ感謝状を贈呈

人権擁護委員を2期（6年3カ月）にわたり努められた遠藤稔雄さんが、令和3年12月31日をもって退任され、法務大臣からの感謝状が贈呈されました。長い期間、町の人権擁護活動にご尽力いただき、ありがとうございました。

